

令和3年度 第11回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和4年2月10日				招集の場所	若桜町公民館 2階 中会議室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時30分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正			
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員	4番	盛田 敬一							
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 合意解約申出について 報告第3号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について 5 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 令和4年度農作業標準賃金表(案)について 議案第3号 農地・非農地の判断について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 银杏主事								
議事録署名委員	6番	田中 圭子	7番	永原 聡					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和3年度第11回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名中9名が出席ですので、今回の定例会は成立します。盛田委員さんは欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							

2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)
3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、6番の田中委員と7番の永原委員でお願いします。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和4年1月12日から2月9日までの行事等についてです。まず1月12日ですが、第10回農業委員会定例会を開催しました。27日に第10回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1ヶ月間で、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書を1件、合意解約申出書を2件、利用権設定等申出書を3件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	議案第2号、合意解約申出について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第2号、合意解約申出についてです。 1件目の届出に係る農地は若桜町大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は988㎡です。賃貸人は鳥取市の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字高野の〇〇〇〇です。解約の理由としましては、別の農業者に貸し付けるためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の日はいずれも令和4年1月27日です。 2件目の届出に係る農地は若桜町大字高野の田2筆で、2筆の合計面積は3,996㎡です。賃貸人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、賃借人は同じく若桜町大字高野の〇〇〇〇です。解約の理由としましては、別の農業者に貸し付けるためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意に

よる解約をした日、土地の引渡の日はいずれも令和4年1月27日です。なお、いずれの案件も、次は若桜町の農業法人が借り受けられます。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 報告第3号、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について、事務局よりお願いします。

事務局 報告第3号、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告についてです。
届出に係る農地は若桜町大字三倉の田2筆で、2筆の合計面積は1,806㎡ですが、転用面積の合計は1,187.84㎡です。請負業者及び申請者は八頭町久能寺にあります有限会社中田組となっております。工事名は三倉川小規模砂防工事、転用目的は工事用仮設道路と資材等の仮置き、転用期間は令和4年1月26日から5月11日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

職務代理 原状回復をしてくださるということですか。

事務局 そういうことです。ちなみに、今回の所は、耕作放棄されている原因が平成30年度の西日本豪雨で被災したことによるもので、以降は河川の石が放置されたままです。

職務代理 原状復旧というのは、石を放置した状態でいいのですか。

事務局 それについては、西日本豪雨による災害の分も復元するよう指導しました。

5. 付議事項

伊井野委員

普通は、河川工事や資材置き場にするようなことがなければ、復旧するのに〇〇万円もかかるほどの土砂が入り込んでいます。原状回復しますというのであればわかりますが、農地に復元しますというのは、石が入り込んでいるものを掘りかえすということでしょう。〇〇万円も工事費を払ってまで農地に復元しなくてはならないことを本当にしてもらえるかということです。報告書には、農地に復元するとありますけれども、少なくとも〇〇万円の撤去費用を資材置き場に使うことだけのために代替するということにもなるでしょう。形式だけに捉われて、農地として使えるようにしてもらえると捉えるのはどうかと思いました。

事務局

農業委員会で、絶対に守っていく農用地を早く決めて、それ以外の所を非農地にしてもやむを得ないという合意形成を図りたいという想いがあります。そういうことからしますと、こういう所は非農地としても仕方がないという方向で進めようということも決めやすくなると思います。

職務代理

非農地証明をしてしまえば、農業委員会の管轄から外れます。それをしないままでは、また転用の申請または報告を出してもらわなくてはいけなくなります。

伊井野委員

河川付近ということで、ここは特に記憶に残っています。

会 長

付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

1件目の申請に係る農地は大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は988㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

2件目の申請に係る農地は大字高野の田2筆で、2筆の合計面積は3,996㎡です。農振区分

は2筆とも農用地域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

これらの案件は本来、盛田委員さんの担当なのですが、急きょ欠席ということですので、事務局から盛田委員さんの調査結果の聞き取りを行いましたので、事務局から報告させていただきます。報告事項にありました合意解約申出に係る案件のため、以前の賃借人に確認に行ったとのこと。以前の賃借人は現在〇〇歳ですが、最近腰を痛めてしまったため、奥様が主体で耕作されていたようですが、今後、借り受けはせずに自分の所有地のみ耕作されるとのこと。今まで借り受けていた分につきましては、以前の賃借人から若桜町の農業法人に耕作していただくようお願いしたとのこと。若桜町の農業法人は、それを了解してくださっております。以前の貸付人であります1件目の貸付人と2件目の貸付人にも、今回の合意解約の件も、今後は若桜町の農業法人に貸し付けることも了解を得ておりまして、特に問題ないと判断したとのこと。

会 長

若桜町の農業法人が払う賃借料ですが、このたびは無償ですか。

事務局

今回の案件については無償ですが、理由までは聞いていませんでした。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。
議案第2号、令和4年度農作業標準賃金表(案)について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第2号、令和4年度農作業標準賃金表の決定について、農業委員会の議決を求めます。
翌年度の農業標準賃金表の案、過去の農作業標準賃金の推移表、他町との標準賃金比較表を入れ

ております。今回は変更点がございまして、新たに堆肥散布という項目を追加しております。金額は10アールあたり4,400円(税込)と入れております。

職務代理 10アールあたり4,400円(税込)で、それに町の補助金が出るのですか。

小林委員 堆肥散布には出ません。堆肥の購入には町の補助が出ます。

事務局 堆肥散布という作業で、農業協同組合がとりまとめて、その作業委託を農業協同組合が依頼するという形ですので、町の補助金は、農業協同組合を経由して個人に出るという流れになっております。それと、堆肥代を合わせたところが堆肥散布にかかる料金で、そのうち2,500円を町が支援していますので、2,500円を差し引いた額が個人への請求となります。

職務代理 町から2,500円の補助が出るということであれば、4,400円から2,500円を引くか、そのあたりはどうなっていますか。今の話ですと、頼んだ人がまず、4,400円を払わなければならないということでしょう。

小林委員 そもそもこれは、機械を使っている人に頼んで作業してもらった場合の作業料金です。

職務代理 それでは、町が農業協同組合に出す堆肥散布の料金については、これとは違う金額ということですか。

事務局 はい、農業協同組合経由の場合は別の金額で、堆肥代を含めて請求します。

伊井野委員 町の補助金は、補助を出すのは農業協同組合だけの場合で、農家に出すわけではないのですか。

事務局 はい、農業協同組合が取り組んでいる貸付散布事業に対して支援しているということです。その内訳としたら作業料金の一部を補填しているという考え方はあるかと思えますけれども、あくまで

農業協同組合の堆肥散布に対するものです。

職務代理

とにかく、農業協同組合に依頼するのは、この賃金表とは別の事業ということですね。この賃金表は、あくまでも個人が請けてするものの単価ということですか。

事務局

そうです、堆肥代は別と入れるほうがいいですね。

山本推進委員

ということは、4,400円プラスアルファになるわけですね。4,400円を払ってお願いしますと言えば、それでやってもらえるというわけではなくて、堆肥を別に準備してくださいというわけですね。

伊井野委員

堆肥代は別と、ここの箇所に載せるほうがよいです。

事務局

わかりました、摘要の欄に堆肥代は含まないという表記を追加します。

会長

それでは、摘要の欄に堆肥代は含まないと書いてもらうということで、いきたいと思います。他に意見等がありますか。

伊井野委員

鳥取県の最低賃金はいくらになりましたか。

事務局

鳥取県は1時間821円です。

伊井野委員

一般労務の箇所、8時間で6,500円からとなっていますが、今のままでは最低賃金より低くなります。農業委員会から出すのでしたら、最低賃金を上回っておかないといけないのではないですか。

事務局

細かく設定するほうがいいですか、6,600円からにしましょうか。

伊井野委員

最低賃金を下回らないのであれば、そうしましょう。

会 長

それでは、一般労務6,500円の部分を6,600円に変更するということですが、よろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、令和4年度農作業標準賃金表については、これで決定したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議案第3号、農地・非農地の判断について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第3号、農地・非農地の判断について、農業委員会の議決を求めます。まず、現在の農地台帳の面積が4,652,430.39㎡で、筆数が11,512筆あります。12月に協議しました、農地パトロールで荒廃農地B分類と判断し、なおかつ現況地目が田畑以外になっている農地ですが、面積が28,116.39㎡、筆数が135筆です。さらに、先月に協議しました、農地パトロールが実施できていない農地があり、その中で、今回は現況地目が非課税地、公衆用道路、河川敷地、用悪水路に絞り込んだものを入れておきまして、面積が310,596.66㎡、筆数が494筆です。今回は、合計629筆、338,713.05㎡の農地を審議対象としております。これらすべてが非農地として判断されますと、差し引き後の農地台帳の面積が4,313,717.34㎡、筆数が10,883筆になります。なお、この件については、現況地目が農地でなくなっているということですので、所有者の皆さんへの非農地通知等をせずに、農地台帳から除外し、今後は農地として扱わないということになります。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

職務代理

今回、除外するものはどれくらいになりますか。

6. その他	事務局	合計を言いますと、筆数が629筆、面積が338,713.05㎡です。
	会長	それでも、まだ検討していかなければなりません。今回は約33ヘクタールしか減らないのですから。 このたびは、審議対象として上がった分を除外するという事で、承認してよろしいですか。
	委員	(異議等なし)
	事務局	今後も、次々と検討していきます。再度確認しなければならない所は、翌年度の農地パトロールのときに、重点的に見ていただくという感じで進めたいと思います。
	会長	今回上がった分は、すべて承認とします。
	会長	その他の事項です。 ●次回定例会で、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について審議していただく。 ●事務局より、米価の下落に対する支援方針について説明あり。 ●次回定例会は、3月9日（水）9：00～に決定。
	会長	以上で、令和3年度第11回の定例会を終了します。